

施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>施設機械設備等標準歩掛の制定について</p> <p>平成 12 年 9 月 22 日 12 設計第 978 号 農政部長から各支庁長あて</p> <p><u>一部改正 令和 7 年（2025 年）10 月 24 日事調第 890 号</u></p> <p>図書表紙 図書名称：<u>北海道農政部農振興局事業調整課 施設機械関係積算資料</u></p> <p>制定通知文 本通知文「施設機械設備等標準歩掛」の制定について（平成 12 年 9 月 22 日付け設計第 978 号）を適用。</p> <p><u>施設機械設備等標準歩掛</u></p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 目的 本標準歩掛は、<u>施設機械設備等価格積算要領</u>の第 3 の 3 に基づく材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費及び輸送費について必要な事項を定めることにより、請負工事の工事価格の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>第 2 適用範囲 【 略 】</p> <p>第 3 歩掛 <u>施設機械設備等標準歩掛</u>（以下「標準歩掛」という。）は、各章のとおりとする。</p> <p>第 2 章 用排水ポンプ設備</p> <p>第 1 適用範囲 【 略 】</p> <p>第 2 直接製作費 1 材料費 1-1 材料費構成 【 略 】 1-2 主要部材費 (1) 【 略 】 (2) 主要部材単価は、「<u>施設機械設備等価格積算要領</u>」直接材料費に準ずる。 1-3 副部材費 ~ 1-8 立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台全部材所要量 【 略 】</p> <p>2 機器単体費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第 3 直接工事費 1 輸送費 1-1 輸送費 【 略 】 【 表-2・3・1 輸送費（円） 省略 】 (注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、<u>想定輸送距離の算出</u>にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費（円）は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。 2 【 略 】 3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。 4 【 略 】 2 材料費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第 3 章 水門設備</p> <p>第 1 河川・水路用水門設備 1 適用範囲 【 略 】</p>	<p>土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）について</p> <p>平成 12 年 3 月 24 日 12 構改 D 第 239 号 構造改善局長から各地方農政局長あて</p> <p><u>一部改正 令和 7 年 3 月 26 日 6 農振第 2802 号</u></p> <p>図書表紙 図書名称：<u>農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）</u></p> <p>制定通知文 「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）について（平成 12 年 3 月 24 日 12 構改 D 第 239 号構造改善局長から各地方農政局長あて最終改正<u>令和 7 年 3 月 26 日 6 農振第 2802 号</u>）」 <u>土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）</u></p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 目的 本標準歩掛は、<u>土地改良事業請負工事積算基準（施設機械）</u>（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号構造改善局長通知。以下「<u>積算基準（施設機械）</u>」という。）の第 3 の 3 に基づく材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費及び輸送費について必要な事項を定めることにより、請負工事の工事価格の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>第 2 適用範囲 【 略 】</p> <p>第 3 歩掛 <u>施設機械工事標準歩掛</u>は、次のとおりとする。</p> <p>第 2 章 用排水ポンプ設備</p> <p>第 1 適用範囲 【 略 】</p> <p>第 2 直接製作費 1 材料費 1-1 材料費構成 【 略 】 1-2 主要部材費 (1) 【 略 】 (2) 主要部材単価は、「<u>積算基準（施設機械）</u>」直接材料費に準ずる。 1-3 副部材費 ~ 1-8 立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台全部材所要量 【 略 】</p> <p>2 機器単体費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第 3 直接工事費 1 輸送費 1-1 輸送費 【 略 】 【 表-2・3・1 輸送費（円） 省略 】 (注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、輸送費（円）は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。 2 【 略 】 3 工事場所が<u>沖縄、離島</u>の場合は、別途積算する。 4 【 略 】 2 材料費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第 3 章 水門設備</p> <p>第 1 河川・水路用水門設備 1 適用範囲 【 略 】</p>	<p>※<u>読替対照表</u> の変更箇所 は朱書で記 載</p> <p><u>一部改正通知</u> の文書変更</p>

施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）		農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）		備考			
2 直接製作費		2 直接製作費					
2-1 材料費		2-1 材料費					
(1) 材料費構成		(1) 材料費構成					
【 略 】		【 略 】					
(2) 主要部材費		(2) 主要部材費					
ア 【 略 】		ア 【 略 】					
イ 主要部材所要量の算定及び部材単価は、「 <u>施設機械設備等価格積算要領</u> 」直接材料費に準ずる。		イ 主要部材所要量の算定及び部材単価は、「 <u>積算基準（施設機械）</u> 」直接材料費に準ずる。					
ウ 【 略 】		ウ 【 略 】					
(3) 副部材費～(5) 製作補助材料費 【 略 】		(3) 副部材費～(5) 製作補助材料費 【 略 】					
2-2 機器単体費～2-5 直接経費 【 略 】		2-2 機器単体費～2-5 直接経費 【 略 】					
3 直接工事費		3 直接工事費					
3-1 輸送費 【 略 】		3-1 輸送費 【 略 】					
【 表-3・1・16 輸送費 省略 】		【 表-3・1・16 輸送費 省略 】					
(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。		(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。					
2 【 略 】		2 【 略 】					
3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。		3 工事場所が沖縄、離島の場合は、別途積算する。					
4 【 略 】		4 【 略 】					
3-2 材料費～3-4 現場塗装費 【 略 】		3-2 材料費～3-4 現場塗装費 【 略 】					
3-5 直接経費		3-5 直接経費					
(1)～(3) 【 略 】		(1)～(3) 【 略 】					
(4) 組立架台		(4) 組立架台					
組立架台の経費は、次式による。		組立架台の経費は、次式による。					
組立架台経費=基礎価格（円）×損料率（%）		組立架台経費=基礎価格（円）×損料率（%）					
組立架台の基礎価格及び損料率は、表-3・1・25を標準とする。		組立架台の基礎価格及び損料率は、表-3・1・25を標準とする。					
表-3・1・25 組立架台基礎価格及び損料率 (%)		表-3・1・25 組立架台基礎価格及び損料率 (%)					
区分	基礎価格			損料率			
	直接製作費	間接製作費	一般管理費率等				
	材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率			
組立架台	所要量を積上げ	「第6章 鋼製付属設備」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「施設機械設備等価格積算要領」表-3・3 間接労務費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。	「施設機械設備等価格積算要領」表-3・4 工場管理費率（河川・水路用水門設備）」を適用する。	14%	30%	
(注) 1～3 【 略 】							
(5) 二次コンクリート及び型枠費 【 略 】							
3-6 試運転費 【 略 】～4-3 機械経費 【 略 】							
第2 ダム用水門設備							
1 適用範囲 【 略 】							
2 直接製作費							
2-1 材料費		2-1 材料費					
(1) 材料費構成		(1) 材料費構成					
【 略 】		【 略 】					
(2) 主要部材費		(2) 主要部材費					
ア 【 略 】		ア 【 略 】					
イ 主要部材の所要量の算定及び所要部材単価は、「 <u>施設機械設備等価格積算要領</u> 」直接材料費に準ずる。		イ 主要部材の所要量の算定及び所要部材単価は、「 <u>積算基準（施設機械）</u> 」直接材料費に準ずる。					
ウ～オ 【 略 】		ウ～オ 【 略 】					
(3) 副部材費～(6) 据付架台の材料費の算出 【 略 】		(3) 副部材費～(6) 据付架台の材料費の算出 【 略 】					
2-2 機器単体費～2-6 直接経費 【 略 】		2-2 機器単体費～2-6 直接経費 【 略 】					
3 直接工事費		3 直接工事費					

施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）		農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）		備考																																														
3-1 輸送費 【 略 】 【 表-3・2・25 輸送費 省略 】 (注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。 (注) 2 【 略 】 (注) 3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。 (注) 4 【 略 】	3-1 輸送費 【 略 】 【 表-3・2・25 輸送費 省略 】 (注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。 (注) 2 【 略 】 (注) 3 工事場所が沖縄、離島の場合は、別途積算する。 (注) 4 【 略 】	3-2 材料費 ~ 3-5 取替工数 【 略 】 3-6 直接経費 (1) 機械経費 【 略 】 (2) クレーン標準運転日数 【 略 】 (3) 電気溶接機標準運転日数 【 略 】 (4) 組立架台 組立架台の経費は、次式による。 組立架台経費=基礎価格 × 損料率 基礎価格及び損料率は、表-3・2・35のとおりとする。	3-2 材料費 ~ 3-5 取替工数 【 略 】 3-6 直接経費 (1) 機械経費 【 略 】 (2) クレーン標準運転日数 【 略 】 (3) 電気溶接機標準運転日数 【 略 】 (4) 組立架台 組立架台の経費は、次式による。 組立架台経費=基礎価格 × 損料率 基礎価格及び損料率は、表-3・2・35のとおりとする。																																															
表-3・2・34 組立架台の基礎価格及び損料率	表-3・2・34 組立架台の基礎価格及び損料率																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">基礎価格</th> <th rowspan="2">損料率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">直接製作費</th> <th colspan="2">間接製作費</th> </tr> <tr> <th>材料費</th> <th>労務費</th> <th>間接労務費率</th> <th>工場管理費率</th> <th>一般管理費率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組立架台</td> <td>所要量を積上げ</td> <td>「第6章鋼製付属設備適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。</td> <td>「施設機械設備等価格積算要領」表-3・3 間接労務費率（ダム用水門設備）を適用する。</td> <td>「施設機械設備等価格積算要領」表-3・4 工場管理費率（ダム用水門設備）を適用する。</td> <td>14%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1~3 【 略 】 3-7 試運転費 【 略 】</p> <p>第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 1 適用範囲 【 略 】 2 直接製作費 【 略 】 3 直接工事費 3-1 輸送費 【 略 】 【 表-3・3・4 輸送費 省略 】 (注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。 2 【 略 】 3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。 4 【 略 】 3-2 材料費 ~ 3-6 試運転費 【 略 】</p>	区分	基礎価格				損料率	直接製作費		間接製作費		材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率	一般管理費率等	組立架台	所要量を積上げ	「第6章鋼製付属設備適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「施設機械設備等価格積算要領」表-3・3 間接労務費率（ダム用水門設備）を適用する。	「施設機械設備等価格積算要領」表-3・4 工場管理費率（ダム用水門設備）を適用する。	14%	30%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">基礎価格</th> <th rowspan="2">損料率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">直接製作費</th> <th colspan="2">間接製作費</th> <th>一般管理費率等</th> </tr> <tr> <th>材料費</th> <th>労務費</th> <th>間接労務費率</th> <th>工場管理費率</th> <th>一般管理費率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組立架台</td> <td>所要量を積上げ</td> <td>「第6章鋼製付属設備適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。</td> <td>「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）表-3・3 間接労務費率（ダム用水門設備）」を適用する。</td> <td>「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）表-3・4 工場管理費率（ダム用水門設備）」を適用する。</td> <td>14%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1~3 【 略 】 3-7 試運転費 【 略 】</p> <p>第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 1 適用範囲 【 略 】 2 直接製作費 【 略 】 3 直接工事費 3-1 輸送費 【 略 】 【 表-3・3・4 輸送費 省略 】 (注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。 2 【 略 】 3 工事場所が沖縄、離島の場合は、別途積算する。 4 【 略 】 3-2 材料費 ~ 3-6 試運転費 【 略 】</p>	区分	基礎価格				損料率	直接製作費		間接製作費		一般管理費率等	材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率	一般管理費率等	組立架台	所要量を積上げ	「第6章鋼製付属設備適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）表-3・3 間接労務費率（ダム用水門設備）」を適用する。	「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）表-3・4 工場管理費率（ダム用水門設備）」を適用する。	14%	30%				
区分		基礎価格					損料率																																											
	直接製作費		間接製作費																																															
材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率	一般管理費率等																																														
組立架台	所要量を積上げ	「第6章鋼製付属設備適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「施設機械設備等価格積算要領」表-3・3 間接労務費率（ダム用水門設備）を適用する。	「施設機械設備等価格積算要領」表-3・4 工場管理費率（ダム用水門設備）を適用する。	14%	30%																																												
区分	基礎価格				損料率																																													
	直接製作費		間接製作費			一般管理費率等																																												
材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率	一般管理費率等																																														
組立架台	所要量を積上げ	「第6章鋼製付属設備適用区分D」による製作工数に賃金を乗じて算出する。	「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）表-3・3 間接労務費率（ダム用水門設備）」を適用する。	「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）表-3・4 工場管理費率（ダム用水門設備）」を適用する。	14%	30%																																												
第4章 除塵設備	第4章 除塵設備																																																	
第1 適用範囲 【 略 】 第2 直接製作費 1 材料費 1-1 材料費構成 【 略 】 1-2 主要部材費 (1) 【 略 】	第1 適用範囲 【 略 】 第2 直接製作費 1 材料費 1-1 材料費構成 【 略 】 1-2 主要部材費 (1) 【 略 】																																																	

施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>(2) 主要部材の所要量の算定及び主要部材単価は、「施設機械設備等価格積算要領」直接材料費に準ずる。</p> <p>(3) 【 略 】</p> <p>1-3 副部材費 ~ 1-5 製作補助材料費 【 略 】</p> <p>2 機器単体費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>1-1 輸送費 【 略 】</p> <p>【 表-4・3・1 輸送費 省略 】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。</u>また、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【 略 】</p> <p>3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【 略 】</p> <p>2 材料費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p>	<p>(2) 主要部材の所要量の算定及び主要部材単価は、「積算基準（施設機械）」直接材料費に準ずる。</p> <p>(3) 【 略 】</p> <p>1-3 副部材費 ~ 1-5 製作補助材料費 【 略 】</p> <p>2 機器単体費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>1-1 輸送費 【 略 】</p> <p>【 表-4・3・1 輸送費 省略 】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【 略 】</p> <p>3 工事場所が<u>沖縄、離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【 略 】</p> <p>2 材料費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p>	
第5章 ダム管理設備	第5章 ダム管理設備	
<p>第1 適用範囲 【 略 】</p> <p>第2 直接製作費 【 略 】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>【 略 】</p> <p>【 表-5・3・1 輸送費 省略 】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。</u>また、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【 略 】</p> <p>3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【 略 】</p> <p>2 材料費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p>	<p>第1 適用範囲 【 略 】</p> <p>第2 直接製作費 【 略 】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>【 略 】</p> <p>【 表-5・3・1 輸送費 省略 】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【 略 】</p> <p>3 工事場所が<u>沖縄、離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【 略 】</p> <p>2 材料費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p>	
第6章 鋼製付属設備	第6章 鋼製付属設備	
<p>第1 適用範囲 【 略 】</p> <p>第2 直接製作費</p> <p>1 材料費</p> <p>1-1 材料費の構成</p> <p>【 略 】</p> <p>1-2 直接部材費</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 直接部材の所要量の算定及び主要部材単価は、「施設機械設備等価格積算要領」直接材料費に準ずる。</p> <p>(3) 【 略 】</p> <p>1-3 部品費 ~ 1-4 製作補助材料費 【 略 】</p> <p>2 機器単体費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>【 略 】</p> <p>【 表-6・3・1 輸送費 省略 】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、<u>想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。</u>また、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【 略 】</p> <p>3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【 略 】</p>	<p>第1 適用範囲 【 略 】</p> <p>第2 直接製作費</p> <p>1 材料費</p> <p>1-1 材料費の構成</p> <p>【 略 】</p> <p>1-2 直接部材費</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 直接部材の所要量の算定及び主要部材単価は、「積算基準（施設機械）」直接材料費に準ずる。</p> <p>(3) 【 略 】</p> <p>1-3 部品費 ~ 1-4 製作補助材料費 【 略 】</p> <p>2 機器単体費 ~ 5 直接経費 【 略 】</p> <p>第3 直接工事費</p> <p>1 輸送費</p> <p>【 略 】</p> <p>【 表-6・3・1 輸送費 省略 】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、輸送費（円）は1,000円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【 略 】</p> <p>3 工事場所が<u>沖縄、離島</u>の場合は、別途積算する。</p> <p>4 【 略 】</p>	

施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
2 材料費～5 直接経費【略】	2 材料費～5 直接経費【略】	
第7章 塗装【略】	第7章 塗装【略】	
第8章 水管橋	第8章 水管橋	
第1 適用範囲【略】	第1 適用範囲【略】	
第2 直接製作費	第2 直接製作費	
1 材料費	1 材料費	
1-1 材料費構成 【略】	1-1 材料費構成 【略】	
1-2 部材費 (1)【略】	1-2 部材費 (1)【略】	
(2) 部材の所要量の算定及び部材単価は、「施設機械設備等価格積算要領」直接材料費に準ずる。 なお、口径1000mm以下の通水管は既製管単価とする。	(2) 部材の所要量の算定及び部材単価は、「積算基準（施設機械）」直接材料費に準ずる。 なお、口径1000mm以下の通水管は既製管単価とする。	
(3)【略】	(3)【略】	
1-3 部品費～1-4 製作補助材料費【略】	1-3 部品費～1-4 製作補助材料費【略】	
2 機器単体費～5 直接経費【略】	2 機器単体費～5 直接経費【略】	
第3 直接工事費	第3 直接工事費	
1 輸送費 【表-8・3・1 輸送費 省略】	1 輸送費 【表-8・3・1 輸送費 省略】	
(注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。	(注)1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。	
2～3【略】	2～3【略】	
4 工事場所が【削除】離島の場合は、別途積算する。	4 工事場所が沖縄、離島の場合は、別途積算する。	
2 材料費～5 直接経費【略】	2 材料費～5 直接経費【略】	
第9章 電気通信設備	第9章 電気通信設備	
第1 適用範囲 【略】	第1 適用範囲 【略】	
1 区分及び構成【略】	1 区分及び構成【略】	
2 適用条件	2 適用条件	
(1)【略】	(1)【略】	
(2)【略】	(2)【略】	
(3)【略】	(3)【略】	
(4) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。	(4) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特別仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。	
(5)【略】	(5)【略】	
第2 据付歩掛	第2 据付歩掛	
1 共通設備工	1 共通設備工	
1-1 配管・配線工	1-1 配管・配線工	
(1) 適用範囲 【略】	(1) 適用範囲 【略】	
(2) 施工概要 施工フロー 【施工フロー省略】	(2) 施工概要 施工フロー 【施工フロー省略】	
*1は、「土地改良事業等適用標準歩掛」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。	*1は、「土地改良工事標準歩掛（土木工事）」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。	
*2【略】	*2【略】	
*3【略】	*3【略】	
*4は、「土地改良事業等適用標準歩掛」による。	*4は、「土地改良工事標準歩掛（土木工事）」による。	
(3) 標準歩掛	(3) 標準歩掛	

施設機械設備等標準歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>【 略 】</p> <p>1-1-1 配管～1-3-2 通信・制御ケーブル接続 【 略 】</p> <p>1-4 光ケーブル敷設工</p> <p>(1) 適用範囲 【 略 】</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>施工フロー</p> <p>【 施工フロー省略 】</p> <p>*1【 略 】</p> <p>*2は、直接埋設による施工とし、「<u>土地改良事業等適用標準歩掛</u>」による。 なお、床掘時に舗装がある場合は、取り壊し、舗装復旧を計上する。</p> <p>*3～*6【 略 】</p> <p>(3) 標準歩掛 【 略 】</p> <p>1-4-1 光ケーブル配線～1-4-3 光ケーブル接続 【 略 】</p> <p>1-5 ハンドホール設置工</p> <p>1) 適用範囲</p> <p>本作業種別の歩掛は、「<u>施設機械設備等積算関係参考資料第2章 第2 2-2 ハンドホール据付</u>」による。</p> <p>1-6 プルボックス設置工 【 略 】</p> <p>1-7 分電盤設置工</p> <p>(1) 適用範囲 【 略 】</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>施工フロー</p> <p>【 施工フロー省略 】</p> <p>*1は、「<u>土地改良事業等適用標準歩掛</u>」による。</p> <p>*2【 略 】</p> <p>(3) 標準歩掛け 【 略 】</p> <p>1-7-1 自立型分電盤取付 【 略 】</p> <p>1-7-2 分電盤取付 【 略 】</p> <p>1-8 引込柱設置工</p> <p>(1) 適用範囲 【 略 】</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>施工フロー</p> <p>【 施工フロー省略 】</p> <p>*1は、根入れが満足しないなど補強する場合及び、鋼管ポールなどによるベースプレート式の場合とし、「<u>土地改良事業等適用標準歩掛け</u>」による。</p> <p>*2【 略 】</p> <p>*3【 略 】</p> <p>(3) 標準歩掛け 【 略 】</p> <p>1-8-1 コンクリート柱建柱～1-8-4 引込設備据付 【 略 】</p> <p>1-9 通信線柱設置工</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>【 略 】</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>施工フロー</p> <p>【 施工フロー省略 】</p> <p>*1【 略 】</p> <p>*2は、「<u>土地改良事業等適用標準歩掛け</u>」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。</p> <p>*3【 略 】</p> <p>(3) 標準歩掛け 【 略 】</p> <p>1-9-1 コンクリート柱建柱～1-12 接地設置工 【 略 】</p> <p>2 受変電設備工 【 略 】</p> <p>3 電源設備工 【 略 】</p> <p>4 照明設備工 【 略 】</p> <p>5 通信設備工（水管理設備工）【 略 】</p>	<p>【 略 】</p> <p>1-1-1 配管～1-3-2 通信・制御ケーブル接続 【 略 】</p> <p>1-4 光ケーブル敷設工</p> <p>(1) 適用範囲 【 略 】</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>施工フロー</p> <p>【 施工フロー省略 】</p> <p>*1【 略 】</p> <p>*2は、直接埋設による施工とし、「<u>土地改良工事標準歩掛け（土木工事）</u>」による。 なお、床掘時に舗装がある場合は、取り壊し、舗装復旧を計上する。</p> <p>*3～*6【 略 】</p> <p>(3) 標準歩掛け 【 略 】</p> <p>1-4-1 光ケーブル配線～1-4-3 光ケーブル接続 【 略 】</p> <p>1-5 ハンドホール設置工</p> <p>1) 適用範囲</p> <p>本作業種別の歩掛けは、「<u>土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛け等の参考資料（施設機械）第2章 第2 2-2 ハンドホール据付</u>」による。</p> <p>1-6 プルボックス設置工 【 略 】</p> <p>1-7 分電盤設置工</p> <p>(1) 適用範囲 【 略 】</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>施工フロー</p> <p>【 施工フロー省略 】</p> <p>*1は、「<u>土地改良工事標準歩掛け（土木工事）</u>」による。</p> <p>*2【 略 】</p> <p>(3) 標準歩掛け 【 略 】</p> <p>1-7-1 自立型分電盤取付 【 略 】</p> <p>1-7-2 分電盤取付 【 略 】</p> <p>1-8 引込柱設置工</p> <p>(1) 適用範囲 【 略 】</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>施工フロー</p> <p>【 施工フロー省略 】</p> <p>*1は、根入れが満足しないなど補強する場合及び、鋼管ポールなどによるベースプレート式の場合とし、「<u>土地改良工事標準歩掛け（土木工事）</u>」による。</p> <p>*2【 略 】</p> <p>*3【 略 】</p> <p>(3) 標準歩掛け 【 略 】</p> <p>1-8-1 コンクリート柱建柱～1-8-4 引込設備据付 【 略 】</p> <p>1-9 通信線柱設置工</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>【 略 】</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>施工フロー</p> <p>【 施工フロー省略 】</p> <p>*1【 略 】</p> <p>*2は、「<u>土地改良工事標準歩掛け（土木工事）</u>」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。</p> <p>*3【 略 】</p> <p>(3) 標準歩掛け 【 略 】</p> <p>1-9-1 コンクリート柱建柱～1-12 接地設置工 【 略 】</p> <p>2 受変電設備工 【 略 】</p> <p>3 電源設備工 【 略 】</p> <p>4 照明設備工 【 略 】</p> <p>5 通信設備工（水管理設備工）【 略 】</p>	